

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]
[REDACTED]



上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年7月15日付けで提起された、処分庁が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで請求人に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく住宅扶助費の変更決定処分の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりと解される。

請求人が居住している賃貸住宅の家賃は月額[REDACTED]円、共益費は月額[REDACTED]円であり、家賃額は二人世帯における平成27年6月までの基準額（以下「旧基準額」という。）以下である。しかし、処分庁は経過措置を適用

せず、平成27年7月1日から住宅扶助額を[]円減額しており、違法である。

請求人の[]は、[]を起こすことがあり、また現在[]であることから、障害として配慮されるべきである。

変更決定後の住宅扶助額では遠方への引っ越しが必要となり、通院にも支障を来すと考えられる。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は、下記のとおりと解される。

請求人は、家賃は[]円、共益費は[]円であると主張しているが、請求人から保護申請時に提出された建物賃貸借契約書には「家賃等」として[]円と記載されており、平成[]年[]月[]日に収受した「契約更新に掛かる費用のお知らせ」においても、「更新料（新賃料の1ヶ月分）」として[]円と記載されている。このため処分庁は、請求人世帯の実家賃は[]円であり、旧基準額である[]円を超えていると認識していた。

請求人は、[]が[]を起こすことがあり、[]ことからこれを障害として考慮するよう主張していると思われるが、[]による[]の認定は[]を該当要件としており、[]の予定がある[]はこの要件に該当しない。

仮に障害として見たとしても、扶養義務者や地域の支援を受けて生活している実態はないため、転居によって自立が阻害されるおそれがあるとは言えず、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「局長通知」という。）に基づく経過措置を適用すべき場合には該当しない。

また請求人は、住宅扶助費の引き下げにより遠方への引っ越しを要するため、通院に支障を来すと主張していると思われるが、請求人の[]は現に居宅の近隣とは言えない複数の医療機関にタクシーを利用して通院している。

処分庁はタクシーによる通院を認めており、その費用を支給しているので、転居によって即通院に支障を来すとは考えられず、局長通知に基づく経過措置を適用すべき場合には該当しない。

処分庁は、本件処分に際し「お知らせ」と題した書面により住宅扶助基準額

が変更となった理由及び変更後の基準額などについて請求人に説明している。
以上から、処分庁が行った本件処分は妥当なものである。

第3 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成 年 月 日から にて生活保護を受給していること。
- 2 処分庁は、平成 年 月 日に請求人の住居にかかる建物賃貸借契約書の写しを収受しており、当該契約書には「家賃等」の欄に「賃貸料（月額）」として「 円」と記載されていること。
- 3 処分庁は、保護開始時の請求人の住宅扶助費について、請求人が （以下「 」という。）が借主となっている借家に間借りしていたことから、上記契約書における契約家賃の半額である 円を認定していること。
- 4 は、平成 年 月 日付けで処分庁に生活保護申請書を提出し、処分庁は、 を請求人と同一世帯と認定して同日から保護を適用していること。
その際、請求人世帯の住宅扶助費について、実家賃 円のうち、旧基準額の上限である 円を認定していること。
- 5 処分庁は、平成27年7月1日から住宅扶助の限度額が改定されることを受け、請求人世帯の住宅扶助費について検討し、請求人世帯の実家賃が旧基準額を超えてから一定期間経過しているが転居していないことを理由として、局長通知の3の（2）のウに基づく経過措置を適用しないことを決定したこと。
- 6 処分庁は、平成 年 月 日付けで、住宅扶助の基準改定を理由として平成27年7月1日からの請求人世帯の住宅扶助費を 円に変更する旨、請求人宛て通知したこと。またその際、併せて「平成27年7月から住宅扶助の限度額が変わります」と題する文書を送付したこと。
- 7 平成27年7月15日付けで本件審査請求が提起されたこと。

- 8 審査庁からの補正命令を受け、平成■■年■■月■■日付けで請求人から審査庁宛てに審査請求書の補正文書が提出されたこと。
- 9 処分庁から平成■■年■■月■■日付けで弁明書が提出されたこと。
- 10 審査庁は平成■■年■■月■■日付けで請求人宛て弁明書副本を送付し、反論書の提出期限を平成■■年■■月■■日とする旨通知したが、平成■■年■■月■■日の時点で反論書は提出されていないこと。

第4 当庁の判断

- 1 局長通知は、「3 経過措置」において、本年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるものが、平成27年7月1日から適用される新たな住宅扶助の基準額（以下「新基準額」という。）の適用を受けた場合に、旧基準額の適用を受ける場合よりも住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討することとしている。

そして、当該経過措置については以下のように規定されている。

- (1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として、以下のいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。

ア 通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合。

イ 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合。

ウ 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合。

- (2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。

ア 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基

準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合

本年7月1日以降初めて到来する契約期間の満了日の属する月までの間
イ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の賃貸借契約等において、契約期間の定めはあるが契約の更新に関する定めがないとき又は契約期間の定めがないとき

平成28年6月までの間

ウ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えている場合であって、転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合

福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限（平成28年6月までに限る。）までの間。ただし、当該世帯の住居等に係る賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合であって、当該設定した期限までの間に契約期間の満了日が到来するときは、当該満了日の属する月までの間とする。

2 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

請求人は、家賃が [] 円、共益費が [] 円であり、家賃は旧基準額内である旨主張しているが、前記第3の2のとおり、請求人が居住する住宅にかかる賃貸借契約書には「賃貸料（月額）」として [] 円と記載されている。

請求人から、この [] 円の中に共益費 [] 円が含まれていることを証するに足る説明や証拠の提示はなく、請求人の家賃は旧基準額を超えているものと認めざるを得ない。

したがって、局長通知に基づき請求人に適用される可能性のある経過措置は、前記1の（1）又は（2）のウとなる。

このうち、前記1の（2）のウは、処分庁が請求人に対して転居指導を行っていること前提とし、その指導に対し「転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合」であると解される。

本件審査請求についてみると、前記第3の5のとおり、処分庁は、請求人が、家賃が旧基準額を超えてから一定期間経過しているにもかかわらず転居していないという結果をもって局長通知に基づく経過措置の適用をしない旨決定している。

しかし、当該経過措置の適用の基準は「転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している」のか否かであり、転居していないという結果をもって、即、

熱心かつ誠実に努力していない、と判断することは妥当とは言えない。

さらに、前提となる転居指導の状況についてみると、処分庁が請求人に対して転居指導を行った具体的な経過についての記録等は見受けられず、少なくとも期限を設定して転居指導を行っていた事実は認められない。一方、請求人の主張をみると、処分庁から転居指導を受けていたという認識がなかった可能性すらうかがわれる。

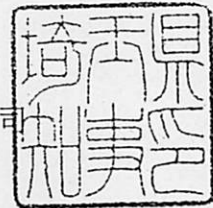
このような状況を考慮すると、家賃が旧基準額を超えてから一定期間経過しているにもかかわらず転居していないという結果をもって、請求人が転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力しているとは言えないとし、経過措置の適用を行わずに住宅扶助費を減額変更した処分庁の処分は不当である。

第5 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年9月17日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは埼玉県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において[]を代表する者は[]
[] 埼玉県を代表する者は埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。